

原状回復の基本方針について

1 原状回復及び環境再生の基本的な考え方

(1) 原状回復

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、当該産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去し、又はその発生を防止すること。すなわち生活環境の保全上支障のある廃棄物及び汚染土壌等は除去すること。

(2) 環境再生

原状回復した土地について、例えば、植樹、播種等により森林、採草地等に再生すること。

なお、原状回復後の環境再生を進めるに当たっては、地元の意向等を十分に踏まえるとともに、その内容、事業主体、費用負担、管理形態等について検討する必要がある。

2 国における新法の制定

国においては、廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前に不適正処分された産業廃棄物について、新法により財政支援の特例措置を講じ、早期の問題解決を図ることとしている。

このため、今国会に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法（仮称）」の提案を予定している。

同法案の詳細は明らかにされていないが、これまでに入手した情報によると概要は次のとおりである。

- ・ 10年間の時限立法である。
- ・ 県は、市町村等の意見を聴し、環境大臣との協議を踏まえて「支障の除去等の実施に関する計画」を策定する。
- ・ 県が実施計画に基づき支障の除去等を実施する場合は、国は補助及び地方債の起債の特例措置を講ずる。

3 不法投棄等の特性

これまでの調査結果等から、東側地域と西側地域では、それぞれ次のような状況にあり、東側では比較的広いエリアにいわばスポット的な投棄、西側ではエリア一帯に大量の投棄といった特性が確認されている。

(1) 投棄面積 東側：16ha 西側：11ha

(2) 投棄量 東側：15万m³ 西側：67万m³

- (3) 投棄形態 東側：16ヶ所にブロック区分ができるスポット的な投棄
ブロック単位で燃えがら、バークなどほぼ同質な種類
の廃棄物が投棄
西側：エリア一帯に大量に投棄
焼却灰、堆肥様物、汚泥、RDF様物が層状に埋設
- (4) 地 形 東側：尾根部に位置し相対的に標高が高く、周囲からの水
の流入可能性は少ない。
西側：相対的に標高が低く、沢部を中心に流水が認められ
る。
- (5) 地 下 水 東側：これまでのボーリング調査等から見れば、地下水量
が少ないと考えられるが、なお調査結果については
専門家の意見等を踏まえ検討中である。
西側：汚染水は、不透水層の上部で現場内に拡散し、地形
的には現場西方への流れとなっている。
- (6) 不法投棄廃棄物の種類
東側：廃棄食品、廃プラスチック、RDF状廃棄物、燃え
がら、ドラム缶、汚泥、廃油、堆肥様廃棄物、バー
ク、鶏糞
西側：バーク堆肥主体、焼却灰主体、RDF様物主体、汚
泥主体のもの

4 原状回復の基本方針

現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等
が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずること
とする。

なお、原状回復のために除去すべき有害廃棄物や対策方法については、
技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて両県がそれぞれの
状況に応じて決定する。